

# 光市再犯防止推進計画

令和 3 年 3 月  
光 市



## はじめに



全国の刑法犯の認知件数は、平成14年をピークとして減少傾向にあり、平成29年には、戦後最少の約91万5千件となる一方で、検挙人員に占める再犯者の人員の比率（再犯者率）は約50%に及ぶなど、安全で安心して暮らせる地域社会の実現に向け、「再犯」を防止することが重要な課題となっています。

こうした中、平成28年12月、「再犯の防止等の推進に関する法律」が施行され、地方における地域の実情に応じた施策の策定及び実施の責務が明示されるとともに、地方再犯防止推進計画の策定が努力義務とされました。

犯罪のない明るい社会の実現は、誰もが願うところですが、罪を犯した人等の中には、高齢や障害、家庭や経済的環境など、様々な要因により立ち直りに多くの困難がある人もいます。

こうしたことから、罪を犯した人等が社会復帰後に安定した生活を送ることができるよう、市が取り組む施策の方向性を明らかにするため、国や県の関係機関、司法や社会福祉、民間協力者団体等で構成する「光市再犯防止推進計画策定委員会」の皆様のご意見をお聞きしながら、この度「光市再犯防止推進計画」を策定いたしました。

今後、広報・啓発活動の推進や、就労・住居の確保、保健医療・福祉的支援、非行防止と修学支援、関係機関・団体等との連携強化を柱とするこの計画に基づき、国や県との役割分担を踏まえつつ、再犯防止の施策を推進することで、市民の皆様が犯罪をした人等への理解を深めていただきながら、誰もが共生できる社会を実現してまいりたいと考えていますので、ご理解とご協力をお願い申し上げます。

最後に、本計画の策定にあたり、それぞれの立場から貴重なご意見やご提言をいただきました「光市再犯防止推進計画策定委員会」の委員の皆様方に、心からお礼を申し上げます。

令和3年3月

光市長

市川 照



# 目 次

第1章 計画の策定に当たって	
1 計画策定の背景	1
2 計画の目的	1
3 計画の位置付け	1
4 計画の期間	2
5 計画の策定体制等	2
第2章 犯罪を取り巻く現状について	
1 刑法犯検挙者中の再犯者人員及び再犯者率	3
2 山口県市町別刑法犯認知（発生地主義）状況	4
3 光市刑法犯認知（発生地主義）状況	5
4 国・県の取組	6
(1) 国の取組	6
(2) 県の取組	6
第3章 基本的な考え方	
1 基本方針	7
2 市の取組事項	7
第4章 市の取組事項	
Ⅰ 広報・啓発活動の推進	8
Ⅱ 就労・住居の確保	12
1 就労の確保	12
2 住居の確保	16
Ⅲ 保健医療・福祉的支援	18
1 高齢者又は障害のある人等への支援	18
2 薬物依存症者等への支援	21
Ⅳ 非行の防止と修学支援	23
Ⅴ 関係機関・団体等との連携強化	27
第5章 計画の推進	30

## 資料

相談先一覧	31
用語解説	35
再犯の防止等の推進に関する法律 概要	38
光市再犯防止推進計画策定委員会設置要綱	41
光市再犯防止推進計画策定委員会委員名簿	43

# 第1章 計画の策定に当たって

## 1 計画策定の背景

全国の刑法犯の認知件数が減少傾向にある一方で、検挙人員に占める再犯者の比率（再犯者率）は約50%に及ぶなど、安心して安全に暮らせる地域社会の実現に向け、再犯をどのように防ぐかが重要課題となっています。

こうした中、平成28年12月、「再犯の防止等の推進に関する法律」（以下「法」という。）が施行され、地域の実情に応じた施策の策定及び実施の責務が明示されるとともに、「地方再犯防止推進計画」の策定が努力義務とされました。

## 2 計画の目的

法においては、国が本来果たすべき役割である「全国的に統一して定めることが望ましい事務」、「全国的な視点で実施すべき施策」の実施を前提に、地方公共団体においても、再犯防止施策の視点を踏まえて「住民に身近な行政」を実施することが期待されています。

そのことから、本市では、法の趣旨を踏まえ、犯罪をした者等の立ち直りを関係機関や民間団体等と連携・協力して支援することにより、再犯を防止して、犯罪をした者等との地域共生社会の実現を目指すため、「光市再犯防止推進計画」を策定します。

※「犯罪をした者等」とは、法第2条第1項に規定する犯罪をした者等（犯罪をした者、非行少年、非行少年であった者）をいいます。

## 3 計画の位置付け

本計画は、「第2次光市総合計画」を上位計画とし、国の「再犯防止推進計画」（平成29年12月15日閣議決定）及び「山口県再犯防止推進計画」（平成31年3月策定）を踏まえ策定するとともに、法第8条第1項の規定に基づく「地方再犯防止推進計画」として位置付けます。

## 4 計画の期間

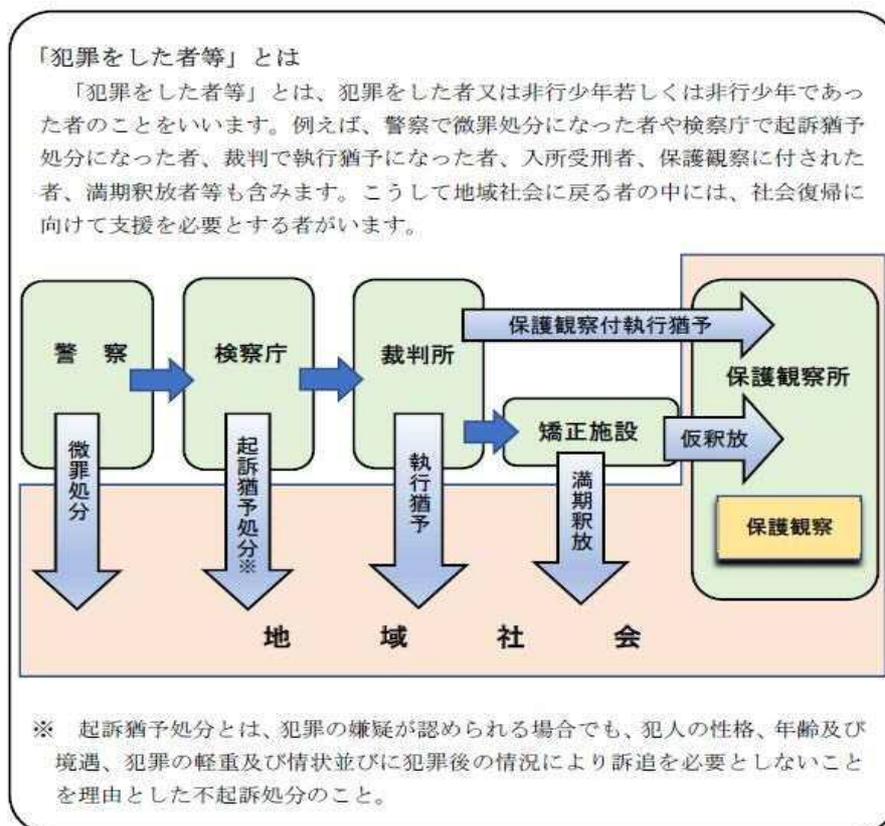
本計画の期間は、「第2次光市総合計画」及び令和3年度に策定する「第3次光市総合計画」との整合を図りつつ、令和3年度から令和7年度までの5年間とします。

令和	元	2	3	4	5	6	7	8
西暦	2019	2020	2021	2022	2023	2024	2025	2026
光市総合計画	第2次光市総合計画			第3次光市総合計画				
光市再犯防止推進計画			光市再犯防止推進計画					

## 5 計画の策定体制等

本計画の策定に当たっては、国・県関係機関、司法関係機関、社会福祉・地域協力団体、民間協力団体、学校関係、市・教育委員会の委員で構成する「光市再犯防止推進計画策定委員会」を設置し、計画の策定を進めました。

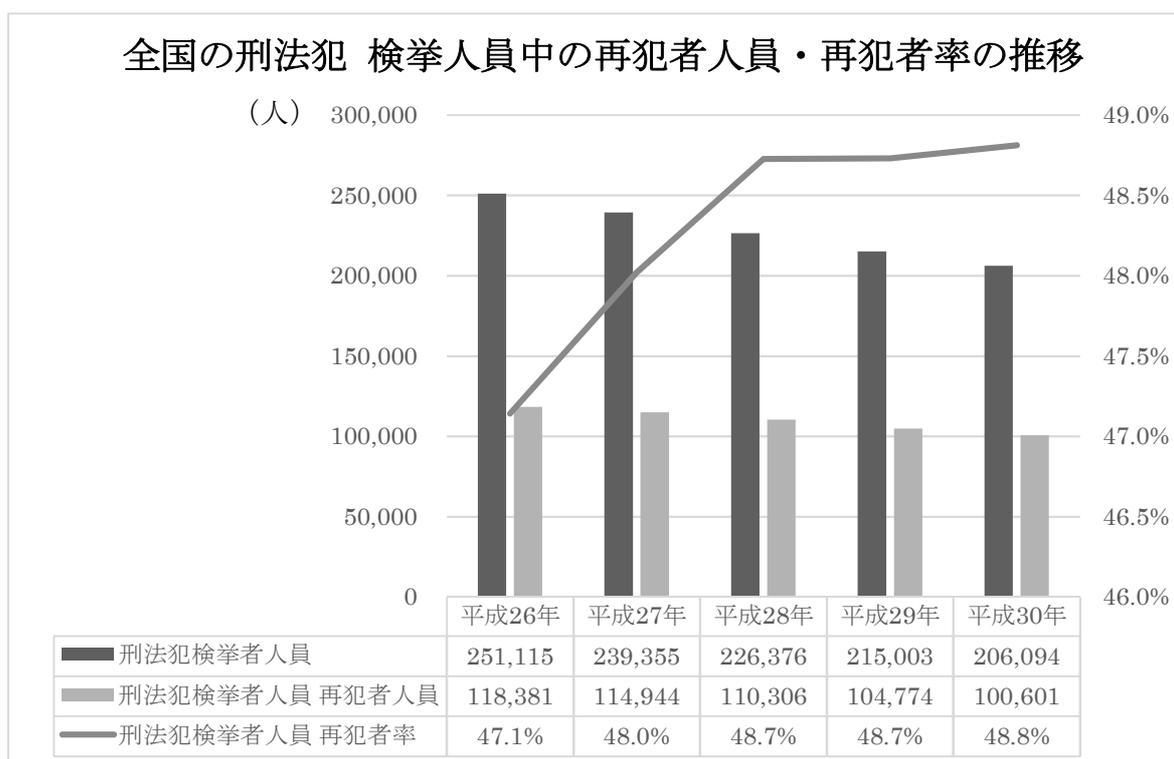
### 【参考】



## 第2章 犯罪を取り巻く現状について

### 1 刑法犯検挙者中の再犯者人員及び再犯者率

全国の刑法犯の検挙人員は年々減少傾向にありますが、検挙人員のうち再犯者率については増加傾向にあり、平成30年の再犯者率は48.8%となっています。



注 1 警察庁の統計による。

2 「再犯者」は、刑法犯により検挙された者のうち、前に道路交通法違反を除く犯罪により検挙されたことがあり、再び検挙された者をいう。

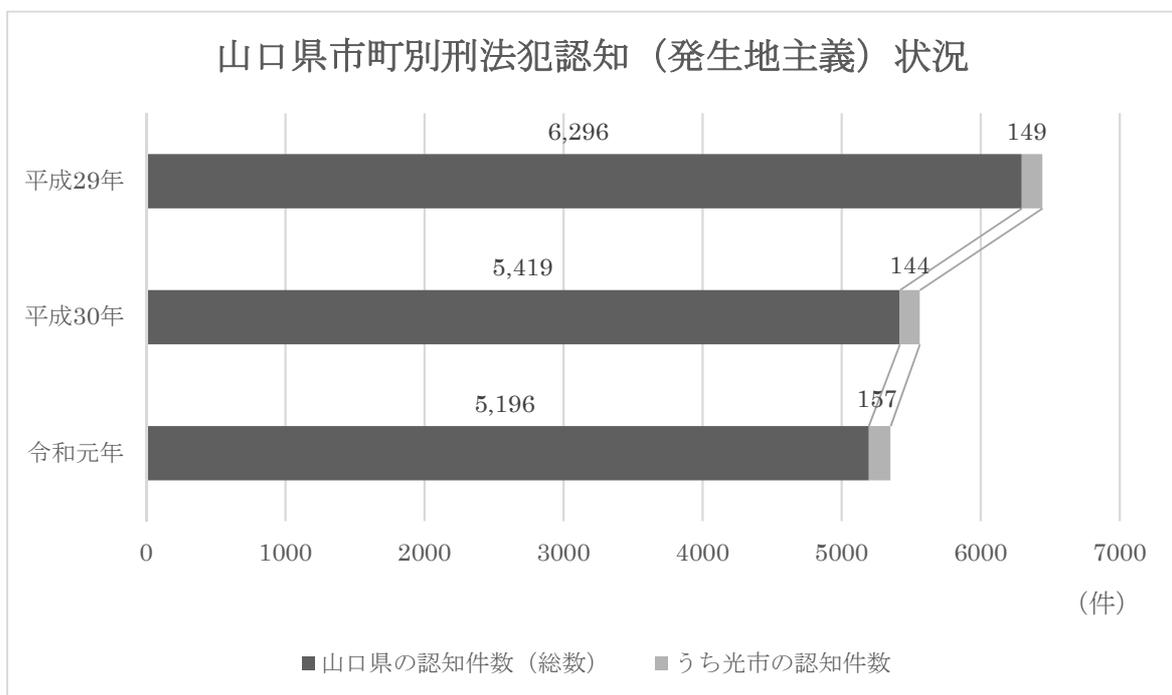
3 「再犯者率」は、刑法犯検挙人員に占める再犯者の人員の比率をいう。

出典：犯罪白書（法務省）

## 2 山口県市町別刑法犯認知（発生地主義）状況

山口県における刑法犯の認知件数は年々減少していますが、光市における刑法犯の認知件数は150件前後で推移しています。

	平成 29 年	平成 30 年	令和元年
山口県の認知件数（総数）	6,296 件	5,419 件	5,196 件
うち光市の認知件数	149 件	144 件	157 件
光市の割合	2.4%	2.7%	3.0%



出典：山口県警察ホームページ

注 1 「認知件数」とは、警察等捜査機関によって犯罪の発生が認知された件数をいう。認知件数と実際の発生件数は一致しないことが多いが、公的に認知された発生件数という意味において、認知件数は単に発生件数ともいう。

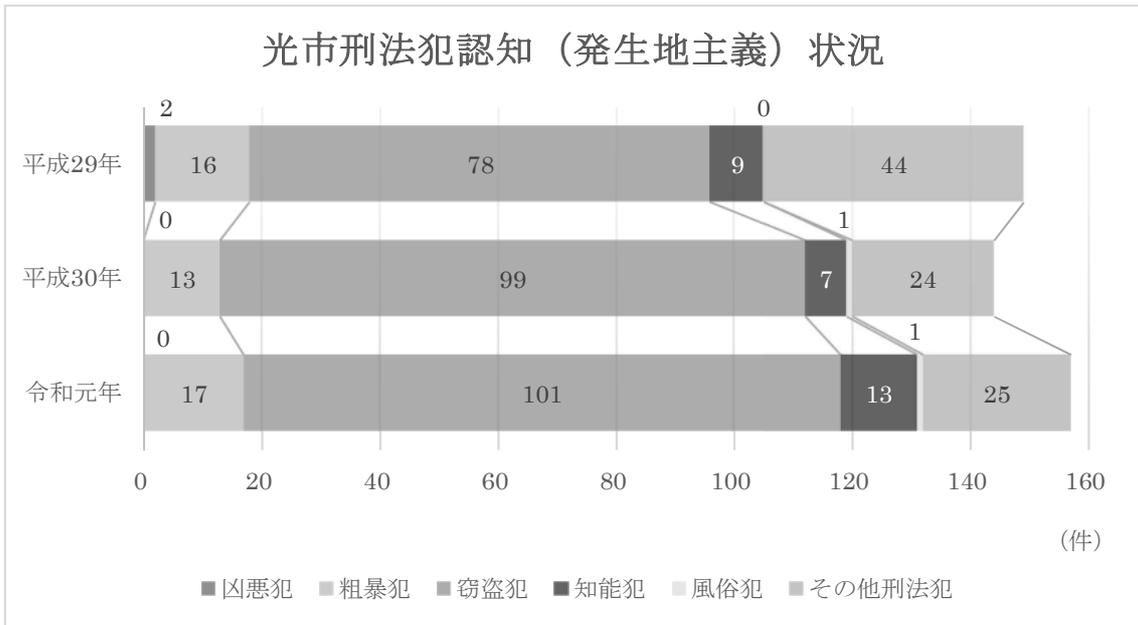
出典：昭和 56 年版 犯罪白書（法務省）

### 3 光市刑法犯認知（発生地主義）状況

令和元年の光市の刑法犯認知件数は、前年より増加し157件です。

そのうち、窃盗犯が101件と光市全体の認知件数の64.3%を占めています。

	総数	凶悪犯	粗暴犯	窃盗犯	知能犯	風俗犯	その他刑法犯
平成29年	149件	2件	16件	78件	9件	0件	44件
		(1.3%)	(10.7%)	(52.3%)	(6.0%)	(0.0%)	(29.5%)
平成30年	144件	0件	13件	99件	7件	1件	24件
		(0.0%)	(9.0%)	(68.8%)	(4.9%)	(0.7%)	(16.7%)
令和元年	157件	0件	17件	101件	13件	1件	25件
		(0.0%)	(10.8%)	(64.3%)	(8.3%)	(0.6%)	(15.9%)



- 注 1 「凶悪犯」…殺人、強盗、放火、強姦（かん）  
 2 「粗暴犯」…暴行、傷害、脅迫、恐喝、凶器準備集合  
 3 「窃盗犯」…窃盗  
 4 「知能犯」…詐欺、横領、偽造、流（とく）職、背任  
 5 「風俗犯」…賭博（とばく）、猥褻（わいせつ）  
 6 「その他刑法犯」  
 …公務執行妨害、住居侵入、逮捕監禁、器物損壊等  
 上記に掲げるもの以外の刑法犯

出典：山口県警察ホームページ

## 4 国・県の取組

### (1) 国の取組

#### ○ 法第3条「基本理念」の概要

- 1 犯罪をした者等の多くが、定職・住居を確保できない等のため、社会復帰が困難なことを踏まえ、犯罪をした者等が、社会において孤立することなく、国民の理解と協力を得て再び社会を構成する一員となることを支援する。
- 2 犯罪をした者等が、その特性に応じ、矯正施設に収容されている間のみならず、社会復帰後も途切れることなく、必要な指導及び支援を受けられるようにする。
- 3 犯罪をした者等が、犯罪の責任等を自覚すること及び被害者等の心情を理解すること並びに自ら社会復帰のために努力することが、再犯の防止等に重要である。
- 4 調査研究の成果等を踏まえ、効果的に施策を講じる。

#### ○ 国の「再犯防止推進計画」基本方針の概要

- 1 「誰一人取り残さない」社会の実現に向け、国・地方公共団体・民間の緊密な連携・協力を確保して再犯防止政策を総合的に推進する。
- 2 刑事司法手続のあらゆる段階で切れ目のない指導及び支援を実施する。
- 3 犯罪被害者等の存在を十分に認識し、犯罪をした者等に犯罪の責任や犯罪被害者の心情等を理解させ、社会復帰のために自ら努力させることの重要性を踏まえて実施する。
- 4 犯罪等の実態、効果検証・調査研究の成果等を踏まえ、社会情勢等に応じた効果的な施策を実施する。
- 5 再犯防止の取組を広報するなどにより、広く国民の関心と理解を醸成する。

### (2) 県の取組

#### ○ 「山口県再犯防止推進計画」における県の取組事項

- 1 広報・啓発活動の推進
- 2 就労・住居の確保
  - (1) 就労の確保
  - (2) 住居の確保
- 3 保健医療・福祉的支援
  - (1) 高齢者又は障害のある人等への支援
  - (2) 薬物依存症者等への支援
- 4 非行の防止と修学支援
- 5 関係機関・団体等との連携強化

## 第3章 基本的な考え方

### 1 基本方針

法第3条に規定された「基本理念」及び国の「再犯防止推進計画」の基本方針及び「山口県再犯防止推進計画」における県の取組事項等を踏まえ、本市においても、犯罪や非行の防止に加え、犯罪をした者等の再犯防止に向けた社会の気運の醸成と包括的な支援を関係機関・団体等と連携を図りながら取り組めます。

### 2 市の取組事項

国との適切な役割分担を踏まえて、「住民に身近な行政」の立場から取り組む施策について、県の示す5つの柱の方向性を踏まえ、犯罪をした者等が、社会において孤立することなく再び社会を構成する一員となることにより、市民の犯罪被害を防止するため、市の施策を活用して、次に掲げる5つの事項に取り組めます。

- I 広報・啓発活動の推進
- II 就労・住居の確保
- III 保健医療・福祉的支援
- IV 非行の防止と修学支援
- V 関係機関・団体等との連携強化

## 第4章 市の取組事項

### I 広報・啓発活動の推進

#### (1) 現状と課題

再犯者が増加していることから、犯罪や非行の防止と、犯罪をした者等の更生について、広く市民の理解を深めるとともに、それぞれの立場において力を合わせ、犯罪や非行のない地域社会を築くことが重要です。

#### (2) 取組事項

再犯防止の重要性について地域住民への理解と協力を促進するため、行政と地域の関係団体等が主体となり、広報・啓発活動を実施するとともに、学校や地域社会における人権教育等の取組に努めます。

<b>○再犯防止に関する啓発</b>
犯罪や非行の防止と過ちを犯した人の立ち直りについて理解を深め、犯罪や非行のない安全で安心な地域社会を築くため、一般市民に対する再犯防止の啓発に努めます。
市の担当課（相談窓口） 人権推進課

<b>○再犯防止啓発月間</b>
7月は「再犯防止啓発月間」です。犯罪や非行の防止と過ちを犯した人の立ち直りについて理解を深め、犯罪や非行のない安全で安心な地域社会を築くために、全国的に啓発活動などの取組が実施されます。 光市においても、社会を明るくする運動と連携して取組に努めます。
市の担当課（相談窓口） 人権推進課
関係団体等 社会を明るくする運動光市推進委員会

※社会を明るくする運動光市推進委員会は、次の団体等で構成されています。

光・下松保護区保護司会光支部、光市更生保護女性会、光市大和地区更生保護女性会、光警察署、光市防犯協会、光市人権擁護委員、光市連合自治会、光市老人クラブ連合会、光市子ども会育成連絡協議会、山口県保育協会光支部、光市民生委員児童委員協議会、光市青少年健全育成市民会議、山口県青少年育成アドバイザー、光市内高等学校、光市小学校当番校、光市中学校当番校、光市小・中学校PTA連合会代表、光市社会福祉協議会、光市教育長、光市青少年センター、少年安全サポーター

#### ○社会を明るくする運動

社会を明るくする運動は、全ての国民が、犯罪や非行の防止と犯罪や非行をした人たちの更生について理解を深め、それぞれの立場において力を合わせ、犯罪や非行のない安全で安心な明るい地域社会を築くための全国的な運動です。

7月は「社会を明るくする運動強調月間」です。光市においては、光市推進委員会及び社明大使（市内高校の生徒）による街頭啓発を実施しています。

また、市内の各小・中学校に作文を募集し、表彰を行っています。

市の担当課

人権推進課

関係団体等

社会を明るくする運動光市推進委員会

#### ○青少年の非行・被害防止全国強調月間

7月は「青少年の非行・被害防止全国強調月間」です。青少年の非行・被害防止に対する国民の理解を更に深めるため、全国各地で広報啓発活動などの取組を実施します。光市においても、社会を明るくする運動とともに取り組みます。

市の担当課

人権推進課

関係団体等

光市青少年健全育成市民会議

<b>○学校における人権教育・道徳教育</b>
光市学校人権教育研究会を中心に、基本的人権の意義や人権尊重の理念についての正しい理解、日常生活において人権の大切さに気付く豊かな感性を育むための研修、指導方法に関する研修等、研修機会の充実に努めています。
市の担当課 教育委員会人権教育課 教育委員会学校教育課
関係団体等 光市内小・中学校、光市内高等学校

<b>○地域社会における人権教育</b>
一人ひとりの人権が尊重された心豊かな地域社会の実現のため、さまざまな学習機会や学習方法、交流活動の支援に努めています。また、各事業所・各団体の指導者の養成を目的とした、光市人権教育指導者研究会を年間4回実施しています。
市の担当課 教育委員会人権教育課
関係団体等 光市内コミュニティセンター

<b>○薬物乱用防止対策実施への協力</b>
県が実施する薬物乱用防止対策のうち、薬物乱用防止ポスター・標語の募集等について広報掲載し、周知を図ります。
市の担当課 健康増進課
関係団体等 山口県薬物乱用対策推進本部（県薬務課）、周南健康福祉センター

### ○周南広域校外補導連絡協議会

周南広域圏内における児童生徒の校外補導上必要な情報交換等を実施し、校外補導體制の充実強化を図っています。また、毎年11月に「子ども・若者育成支援強調月間（内閣府）」において、協議会組織者及びボランティアによる街頭啓発を実施しています。

市の担当課

教育委員会文化・社会教育課

関係団体等

圏内（周南市・下松市・光市）の校外補導連盟、少年補導センター及び担当課、関係警察署、周南児童相談所、徳山地区高等学校等生徒指導連絡協議会



社会を明るくする運動  
社明大使によるメッセージ伝達式



社会を明るくする運動  
街頭啓発活動

## Ⅱ 就労・住居の確保

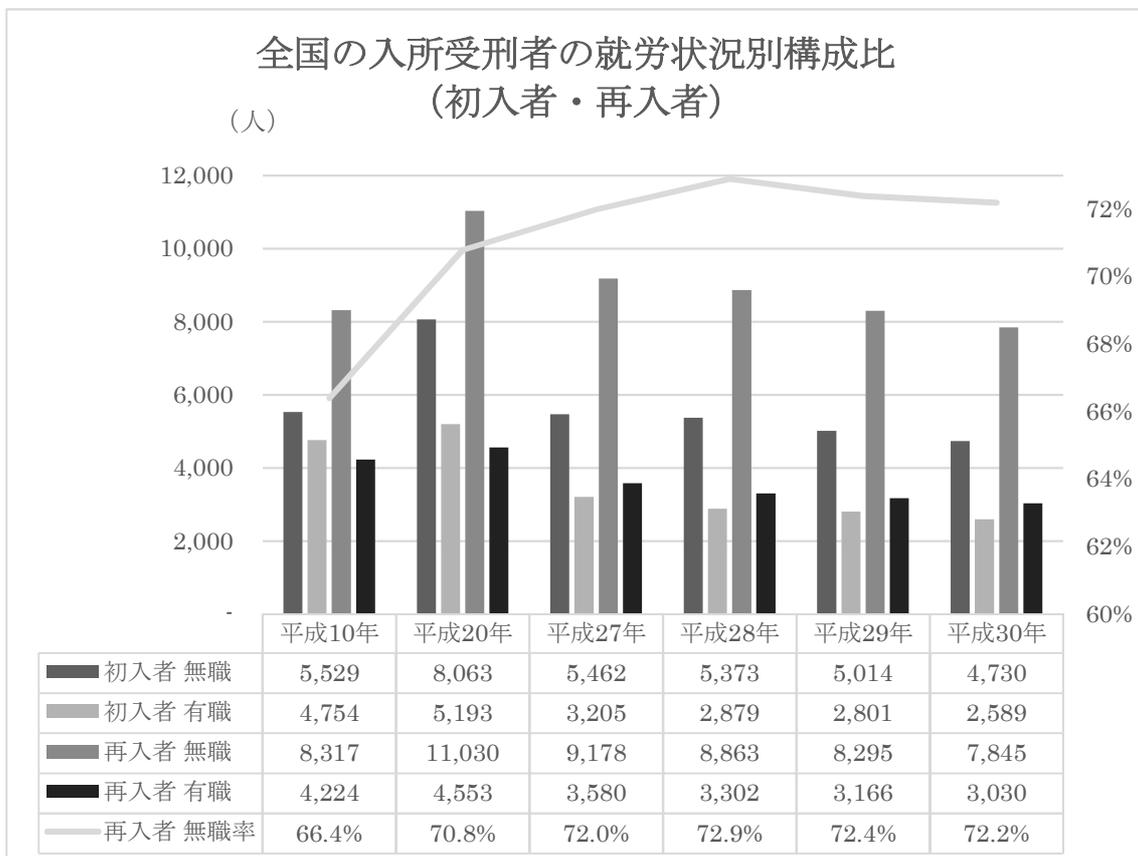
### 1 就労の確保

#### (1) 現状と課題

刑務所に再び入所した者のうち約7割が再犯時に無職であったことなど、不安定な就労が再犯の要因となっています。

刑務所出所者等が安定した職を得て、生活を営むためには、本人の意向や適性などを踏まえた支援が必要です。

生活の安定のためにも、就労の確保は再犯防止に向けた重要な課題です。



- 注 1 法務省大臣官房司法法制部の資料による。  
 2 犯行時の就労状況による。  
 3 「無職」は、定収入のある無職者を含む。  
 4 学生・生徒、家事従事者及び就労状況が不詳の者を除く。

出典：犯罪白書（法務省）

## (2) 取組事項

犯罪をした者等の再犯を防止するため、就労の確保に係る既存の各支援制度の相談窓口について情報提供を行うとともに、相談を受け付け、自立の支援に取り組みます。

### ○生活困窮者自立支援事業

生活困窮者が抱える複合的な問題を解決するため、相談内容に対し適切な支援計画を策定し、関係機関と調整・連携を図り自立を支援します。

市の担当課（相談窓口）

光市生活自立相談支援センター（光市社会福祉協議会内）  
福祉総務課

関係団体等

下松公共職業安定所（ハローワーク下松）、法テラス・弁護士会無料相談、職業訓練機関、光市民生委員児童委員協議会

### ○就労支援プログラム

ハローワークの就労支援ナビゲーターの巡回訪問やハローワークへの同行訪問等を実施し、就労支援を行い、生活保護受給者等の自立を支援します。

市の担当課（相談窓口）

福祉総務課

関係団体等

下松公共職業安定所（ハローワーク下松）

### ○若者への就労支援

しゅうなん若者サポートステーションと連携し、ストレスや悩みを抱える働いていない若者（15歳から49歳）に対して就業相談等を行います。

市の担当課（相談窓口）

商工観光課

関係団体等

しゅうなん若者サポートステーション

<b>○障害のある人の就労支援</b>
障害者就業・生活支援センターやハローワーク、企業、障害福祉サービス事業所等と連携し、障害のある人の一般就労や福祉的就労の促進及び就労の定着を支援します。
市の担当課（相談窓口） 福祉総務課
関係団体等 障害者就業・生活支援センター(ワークス周南)、下松公共職業安定所（ハローワーク下松）、山口障害者職業センター、障害福祉サービス事業所（就労移行支援、就労継続支援、就労定着支援等）

<b>○高齢者福祉対策事業</b>
主に低所得高齢者の就労の場として、公園や街路樹等の清掃や除草作業等を実施し、就労者の生活支援を図ります。
市の担当課（相談窓口） 高齢者支援課

<b>○高齢者への就労支援</b>
光市シルバー人材センターと連携し、60歳以上で働く意欲のある健康な市民に対して臨時的かつ短期的又は軽易な就業機会を提供します。
市の担当課（相談窓口） 商工観光課
関係団体等 光市シルバー人材センター

○就業に関しては、国の機関である保護観察所で幅広い業種の事業主の方々に協力雇用主を募集し、犯罪や非行をした人の就業先の確保に努めています。

### 協力雇用主について

協力雇用主とは、犯罪や非行をした人（刑務所出所者等）の自立及び社会復帰に協力することを目的として、犯罪や非行をした人を雇用し、又は雇用しようとする事業主の方々です。

#### 再犯防止を支える協力雇用主

犯罪や非行をした人は、再び地域に帰ってこられます。これらの人が再犯や再非行に至らないためには、仕事に就き、職場に定着して、責任ある社会生活を送ることが重要です。

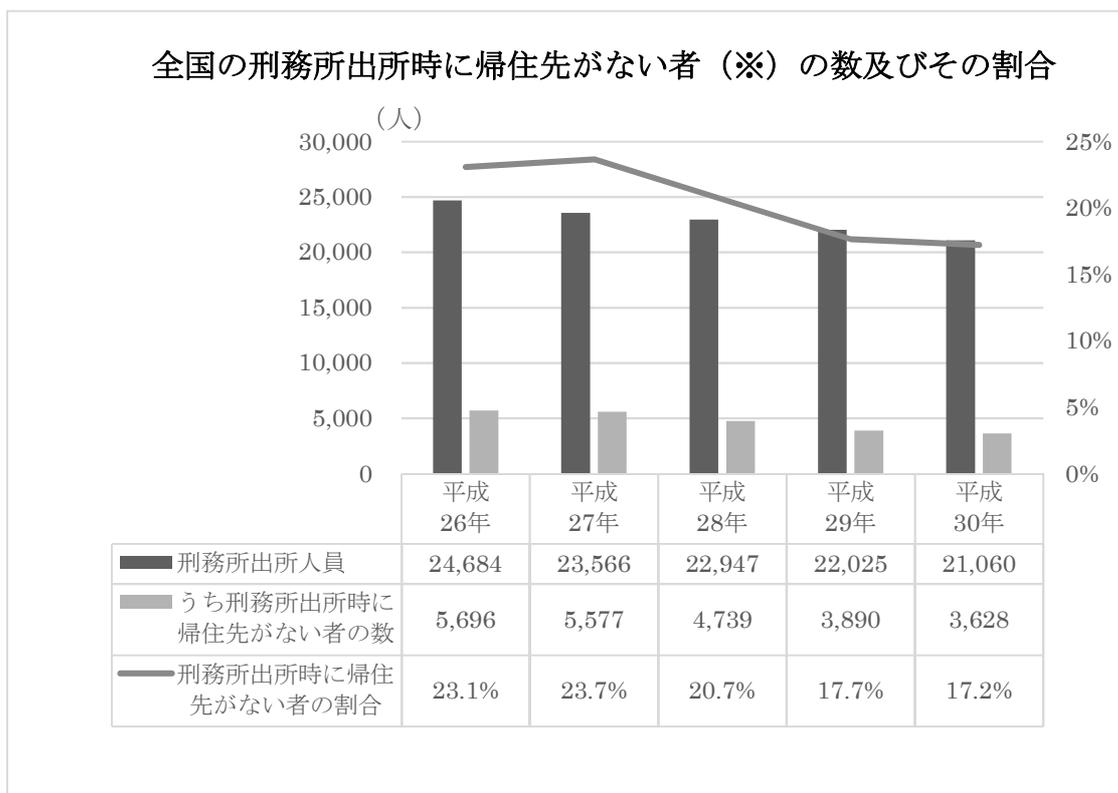
刑務所再入所者の約7割は再犯時に無職です。これらの人への就労支援を効果的に実施し、再犯や再非行を防止するためには、協力雇用主の方々の存在が不可欠です。

山口保護観察所では、幅広い業種の事業主の方々に協力雇用主としてご登録いただき、刑務所出所者等の再犯防止・社会復帰をお願いしています。

## 2 住居の確保

### (1) 現状と課題

刑務所満期出所者のうち約17%が、適切な帰住先が確保されないまま刑務所を出所しており、これらの者の再犯に至るまでの期間が、帰住先が確保されている者と比較して短くなっていることなどから、生活の安定のための住居の確保は、再犯防止に向けた重要な課題です。



※ 「帰住先がない者」とは、健全な社会生活を営む上で適切な帰住先を確保できないまま満期釈放により出所した者をいい、帰住先が不明の者や暴力団関係者のもとである者などを含む。

出典：矯正統計調査（法務省統計）

### (2) 取組事項

犯罪をした者等の再犯を防止するため、住居の確保に係る各支援制度の相談や、情報提供等の支援に取り組みます。

○生活困窮者自立支援制度に係る住宅確保給付金の支給

離職等の理由により収入が減となり、住居を喪失するおそれがある人に対し、基準で定められた家賃相当額の給付を行います。

市の担当課（相談窓口）

福祉総務課

関係団体等

光市生活自立相談支援センター（光市社会福祉協議会内）

○市営住宅の入居相談

市営住宅の公募状況について市広報や市ホームページなどにおいて情報提供するとともに、随時、入居希望者等に対し、入居の相談を行っています。

市の担当課（相談窓口）

建築住宅課

○共同生活援助（グループホーム）の利用支援

障害のある人が地域において自立した生活を送ることができるよう、共同生活を営む住居において、相談、入浴、排せつ又は食事など日常生活上の援助を行います。

市の担当課（相談窓口）

福祉総務課

関係団体等

障害福祉サービス事業所（共同生活援助）、指定相談支援事業所

### Ⅲ 保健医療・福祉的支援

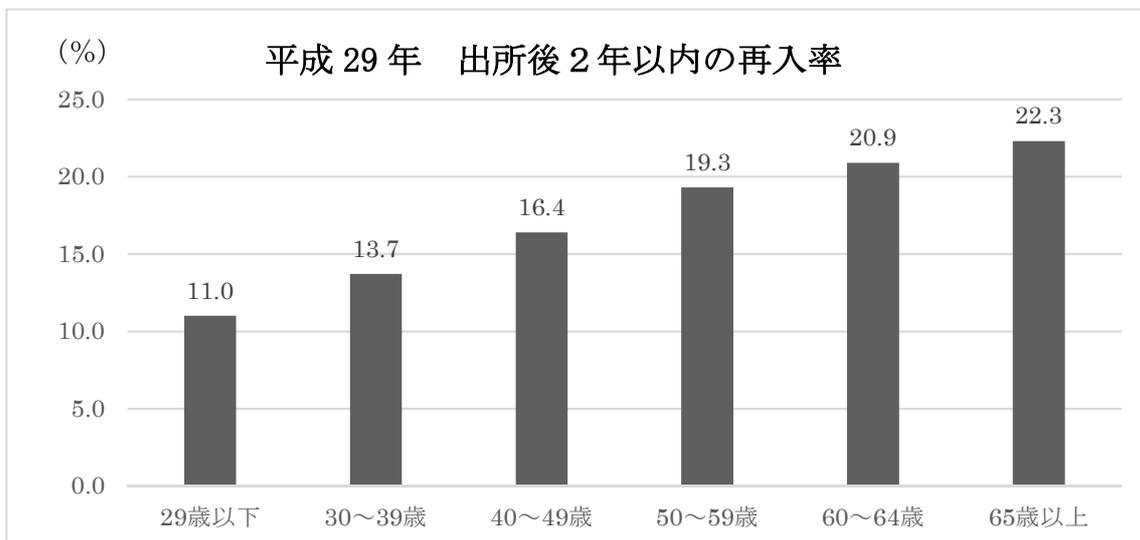
#### 1 高齢者又は障害のある人等への支援

##### (1) 現状と課題

刑務所出所者のうち、出所後2年以内に再入所する割合は、高齢者（65歳以上の者）が全世代の中で最も高い状況です。

また、障害のある人等が必要な福祉サービスにつながらずに犯罪を繰り返すこともある状況です。

高齢者や障害のある人等、適切な支援がなければ自立した社会生活を送ることが困難な人に対しては、円滑な社会復帰や再犯の防止に向け、保健医療・福祉的支援に取り組むことが重要です。



注 1 「2年以内の再入率」は、各年の出所受刑者の人員に占める、出所年の翌年の年末までに再入所した者の人員の比率をいう。

2 年齢は、前刑出所時の年齢による。再入者の前刑出所時年齢は、再入所時の年齢及び前刑出所年から算出した推計値である。

出典：犯罪白書（法務省）

##### (2) 取組事項

高齢者や障害のある人の支援に関する市の関係機関等と地域の支援関係者や関係機関とが連携して、罪を犯した高齢者や障害のある人に対して、それぞれの状況に応じた適切な福祉サービスの提供に取り組めます。

**○総合相談事業**

高齢者の総合相談窓口として、個々の高齢者がどのような支援を必要としているかを把握し、地域における適切なサービス、関係機関や制度の利用につなげる等の支援を行います。

市の担当課（相談窓口）

高齢者支援課

関係団体等

光市民生委員児童委員協議会、医療機関、山口県介護支援専門員協会、山口県社会福祉協議会、光市社会福祉協議会、山口県弁護士会

**○民生委員・児童委員による相談・支援**

住民の身近な相談相手として、また、住民と行政をつなぐパイプ役として、見守り活動等の中心的な役割を担う民生委員・児童委員の活動を推進します。

市の担当課（相談窓口）

福祉総務課

関係団体等

光市民生委員児童委員協議会、光市社会福祉協議会

**○障害福祉サービスの利用**

居宅介護（ヘルパー）や生活介護などの障害福祉サービスの利用により、障害のある人が住み慣れた地域で生活が続けられるよう支援します。

市の担当課（相談窓口）

福祉総務課

関係団体等

障害福祉サービス事業所、指定相談支援事業所

**○障害に関する相談窓口**

障害のある人やその家族、介護者などからの相談に応じ、必要な情報の提供を行うなど、地域で自立した生活が営むことができるよう相談員が支援します。

市の担当課（相談窓口）

福祉総務課

関係団体等 障害者総合相談支援事業所
-----------------------

○成年後見制度利用支援
成年後見制度を利用する際に、状況に応じて市長が後見人の申立てを行ったり、申立ての費用を助成することができます。
市の担当課（相談窓口） 高齢者支援課 福祉総務課
関係団体等 光市社会福祉協議会

○健康相談 ○心の健康相談 ○癒しのカウンセリング
電話、メール、来所等により、保健師が心と体の健康相談に応じます。また、公認心理師等による癒しのカウンセリング（心の健康相談）を実施します。
市の担当課（相談窓口） 健康増進課

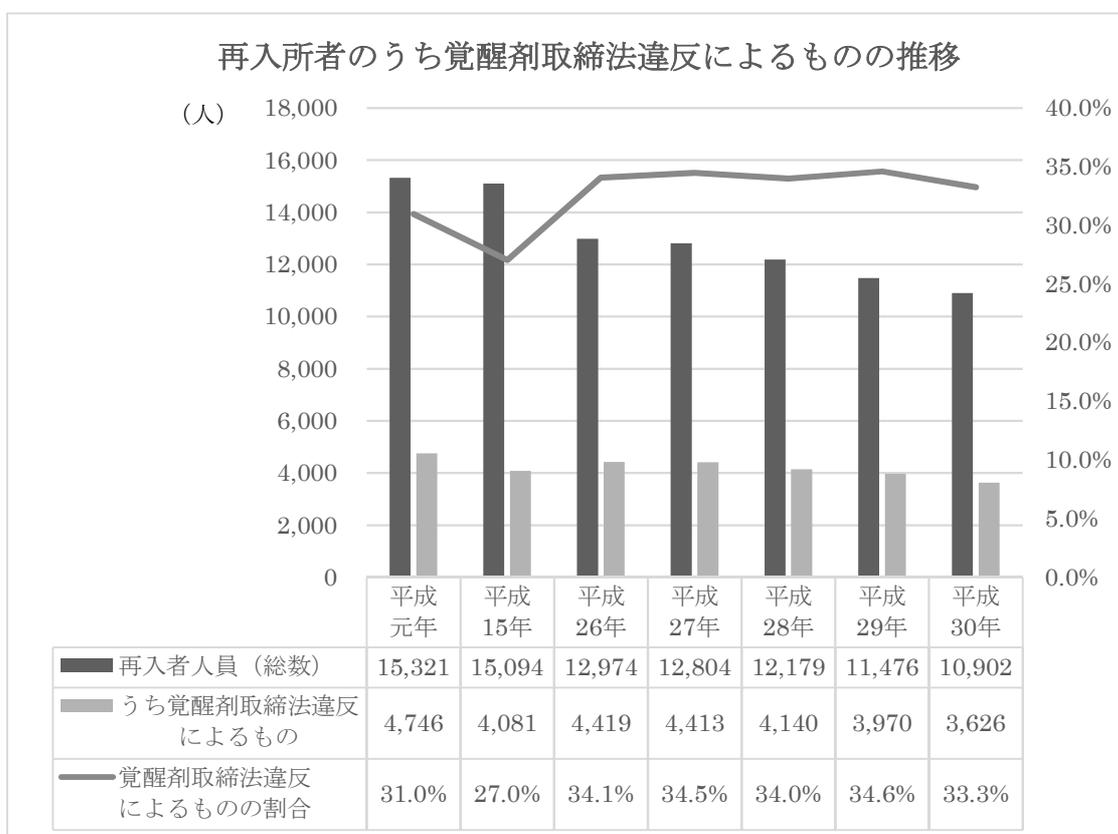
## 2 薬物依存症者等への支援

### (1) 現状と課題

覚醒剤取締法違反による検挙者数は毎年1万人を超え、引き続き高い水準にあるほか、新たに刑務所に入所する者の約3割が覚醒剤取締法違反によるものとなっています。

また、再入所者のうち、覚醒剤取締法違反によるものの割合は、約34%で推移しています。

他の犯罪に比べ薬物依存による再犯率が高い傾向にあることから、再犯防止に向けた取組が重要です。



出典：犯罪白書（法務省）

### (2) 取組事項

薬物依存に関する理解を得るよう、犯罪をした者等や、学校、地域住民等に啓発します。また、依存症治療について、一定の条件により一部経費の軽減を行います。

○自立支援医療（精神通院）の利用

依存症の治療のための通院費用を軽減します。

市の担当課（相談窓口）

福祉総務課

関係団体等

山口県健康増進課、自立支援医療指定医療機関

○「薬物乱用ダメ。ゼッタイ。教室」の実施

薬物乱用の危険性を周知徹底するとともに、薬物乱用による弊害を正しく認識することや自分の大切さに気づき、誘いを断る的確な判断力を養うために、本事業を実施しています。

市の担当課（相談窓口）

教育委員会学校教育課

関係団体等

山口県教育庁学校安全・体育課、周南健康福祉センター、光警察署

○薬物乱用相談

薬物乱用に関する相談を受け付けています。

相談窓口

周南健康福祉センター

山口県精神保健福祉センター（心の健康電話相談）

市の担当課

健康増進課

関係団体等

山口県薬物乱用対策推進本部（県薬務課）、山口県警察本部

## IV 非行の防止と修学支援

### (1) 現状と課題

非行は、家庭、学校、地域の問題が複雑に絡み合っており、それぞれの緊密な連携のもと、一体的な非行防止と修学支援を推進していくことが重要です。

### (2) 取組事項

学校をはじめとして、地域の団体等と連携して児童、生徒の非行の防止に向けて取り組みます。また、本人の意向を踏まえ、既存の制度を活用し修学を支援します。

<b>○光っ子教育サポート事業</b>
特別な配慮を要する児童、生徒への学習指導及び生活指導への補助や個別指導を行う支援員「光っ子サポーター」を配置し、児童、生徒への自立・社会参加を促すための指導・支援等を行っています。
市の担当課（相談窓口） 教育委員会学校教育課

<b>○光市コミュニティ・スクール推進事業</b>
各学校において学校運営協議会を設置し、学校、保護者、地域住民の連携・協働により、子どもたちのふるさとへの誇りや愛着を育むとともに、豊かな学びや育ちを社会総掛かりで支えています。
市の担当課（相談窓口） 教育委員会学校教育課
関係団体等 光市小・中学校校長会、光市内幼稚園・保育園、光市内高等学校、光市小・中学校PTA連合会、光市教育開発研究所、光市連合自治会、光市社会福祉協議会

○青少年健全育成事業

○教育相談事業

○青少年補導委員の研修会及び補導活動のための情報交換会

学校、家庭、地域の連携による青少年の健全育成に向けた気運の醸成を図り、地域や家庭におけるふれあいや対話の促進、いじめや不登校に対する相談体制の充実に努めています。

市の担当課（相談窓口）

教育委員会文化・社会教育課

○青少年ボランティア育成事業

学校、家庭、地域の連携による青少年の健全育成に向け、さまざまな奉仕・体験活動を通じた青少年活動の推進を通じた活動の充実に努めています。

市の担当課（相談窓口）

教育委員会文化・社会教育課

○就学援助事業

経済的理由により就学が困難な、市内に居住する児童、生徒、就学予定者の保護者に対し、学用品費や給食費など、教育費の一部を援助しています。

市の担当課（相談窓口）

教育委員会教育総務課  
福祉総務課

○専門家派遣による支援

生徒指導上の諸課題や特別支援教育にかかわる教育相談の充実、環境改善を図るために、児童、生徒や保護者のニーズや状況に応じて、心療カウンセラーやスクールソーシャルワーカーを派遣し、教室復帰を促進するなどの取組や状況の改善に向けた支援を行っています。

市の担当課（相談窓口）

教育委員会学校教育課

<b>○光市青少年補導委員連絡協議会</b>
光市教育委員会から委嘱された「光市青少年補導委員」(約250名)が、青少年の補導活動(自主的常時活動・組織的計画活動・行事的特別活動)に併せて安全見守りパトロールも実施しています。
市の担当課(相談窓口) 教育委員会文化・社会教育課
関係団体等 光市更生保護女性会、光青年会議所、光・下松保護区保護司会光支部、光市民生委員児童委員協議会、光市子ども会育成連絡協議会、光市青少年健全育成市民会議、光警察署少年相談員、光市校外補導連盟、光市内小・中学校、光市内高等学校、光市内小・中学校PTA、光市内高等学校PTA、光市内大型店舗

<b>○光市校外補導連盟</b>
光市内の小・中・高等学校における生徒指導上必要な情報の意見交換及び関係機関との協力によって、校外生徒指導体制の充実強化を図っています。また、長期休業中や市内行事等における校外巡視を実施しています。
市の担当課(相談窓口) 教育委員会文化・社会教育課
関係団体等 光市内小・中学校、光市内高等学校、光警察署、光地区消防組合、光市青少年センター、少年安全サポーター

<b>○出前講座</b>
未成年の喫煙防止や飲酒防止等について、光市内の学校からの依頼により、出前講座を行います。
市の担当課(相談窓口) 健康増進課
関係団体等 光市内高等学校、光市内小・中学校

## コミュニティ・スクール



### 宿泊学習での野外炊事 【浅江小学校】

地域や保護者の方々に参加を呼びかけ、宿泊学習での野外炊事や焼板細工など、一緒に活動いただいています。



### あさなえ Jr. の活動 福祉個別お弁当配達 【浅江中学校】

「あさなえ Jr.」とは、地域学習や地域貢献活動を通して、自分たちの住む浅江について考えること、そして中学生にできることを実践しようとする活動です。

## 光・下松保護区保護司会の取組

多くの保護司会で、「学校連携部会」を設置するなど、保護司と学校との連携が進んでいますが、その中でも、光・下松保護区保護司会では、保護司会に所属する保護司全員が、それぞれ担当する学校を持ち、学校運営協議会の委員に就任するなど、先駆的にコミュニティ・スクールへの参画に取り組まれています。

コミュニティ・スクールの取組を通じ、地域ぐるみで子どもを育む仕組みである地域協育ネットを活用し、保護司による地域の子どもたちへの学習支援や「おやじの会」等と連携した地域の防犯活動などにも取り組まれています。

## V 関係機関・団体等との連携強化

### (1) 現状と課題

法では、地方公共団体は、国との適切な役割分担を踏まえて、地域の状況に応じ施策を講ずることとされています。そのためには、更生保護行政を担う国、住民に身近な県と市が相互に連携し、また、関係機関・団体等とともに施策に取り組むことが重要です。

### (2) 取組事項

国や県、刑事・司法関係機関、関係団体と情報共有を行いながら連携し、民間協力者や地域住民との適切な役割分担により、効果的な連携体制の構築に努めます。

特に、更生保護や非行防止の取組を支える保護司会、更生保護女性会と行政機関との連携強化を図ります。

<b>○関係機関、団体、地域との連携</b>
更生保護や非行防止の取組を支える保護司会や更生保護女性会、民間協力者や地域住民との適切な役割分担により、効果的な連携体制の構築に努めます。また、犯罪をした者等の社会復帰に向けた支援の必要性について理解を得るため、社会を明るくする運動などにおいて啓発を行います。
市の担当課 人権推進課
関係団体等 光・下松保護区保護司会光支部、光市更生保護女性会、光市大和地区更生保護女性会、光警察署、光市防犯協会、人権擁護委員、光市青少年健全育成会議、山口県青少年育成アドバイザー、光市社会福祉協議会、光市青少年センター、少年安全サポーター

<b>○地域自立支援協議会</b>
障害のある人や福祉従事者、有識者などから幅広く地域の障害福祉に関するシステムづくりに関する意見を伺い、施策に反映させるとともに、地域の課題や情報を共有しています。
市の担当課 福祉総務課

関係団体等

教育機関、障害福祉サービス事業所、光市社会福祉協議会、光市民生委員児童委員協議会

**○光市校外補導連盟（再掲）**

光市内の小・中・高等学校における生徒指導上必要な情報の意見交換及び関係機関との協力によって校外生徒指導体制の充実強化を図っています。また、長期休業中や市内行事等における校外巡視を実施しています。

市の担当課

教育委員会文化・社会教育課

関係団体等

光市内小・中学校、光市内高等学校、光警察署、光地区消防組合、光市青少年センター、少年安全サポーター

**○周南広域校外補導連絡協議会（再掲）**

周南広域圏内における児童生徒の校外補導上必要な情報交換等を実施し、校外補導体制の充実強化を図っています。また、毎年11月に「子ども・若者育成支援強調月間（内閣府）」において、協議会組織者及びボランティアによる街頭啓発を実施しています。

市の担当課

教育委員会文化・社会教育課

関係団体等

圏内（周南市・下松市・光市）の校外補導連盟、少年補導センター及び担当課、関係警察署、周南児童相談所、徳山地区高等学校等生徒指導連絡協議会

**○山口県青少年補導センター連絡協議会**

県内青少年補導センター等の相互連絡提携を密にし、その活動推進と青少年の非行防止・被害防止に努めるため、事務局を輪番制で当該センター内に置き、年1回連絡協議会を開催します。協議会内容は、情報交換及び研修会としています。

市の担当課

教育委員会文化・社会教育課



## 第5章 計画の推進

再犯防止の実現に向けて、「光市再犯防止推進計画」を総合的に推進していくためには、市内における連携を充実させるとともに、市民や事業所、関係機関・団体等が一体となって取り組む必要があります。

計画の実効性を高めるために、関係部局との連携を図りながら適切な管理を行い、国や県、関係機関・団体等との連携を図り、計画の円滑な推進に努めます。

そのため、「光市再犯防止推進計画」策定後に、関係機関や団体等で構成する「光市再犯防止施策推進協議会」を設置し、当面する課題について情報共有を図るとともに、地域におけるセミナー等を通し市民への啓発を行うなど、再犯防止の推進に向けて連携して取り組みます。

# 資 料

○相談先一覧

○用語解説

○再犯の防止等の推進に関する法律 概要

○光市再犯防止推進計画策定委員会設置要綱

○光市再犯防止推進計画策定委員会委員名簿



## 相談先一覧

市の取組事項	市の担当課 (相談窓口)	電話番号	掲載 ページ
<b>I 広報・啓発活動の推進</b>			
○ 再犯防止に関する啓発	人権推進課	0833-72-1459	8
○ 再犯防止啓発月間	人権推進課	0833-72-1459	8
○ 社会を明るくする運動	人権推進課	0833-72-1459	9
○ 青少年の非行・被害 防止全国強調月間	人権推進課	0833-72-1459	9
○ 学校における人権 教育・道徳教育	教育委員会 人権教 育課	0833-74-3603	10
	教育委員会 学校教 育課	0833-74-3602	
○ 地域社会における人権 教育	教育委員会 人権教 育課	0833-74-3603	10
○ 薬物乱用防止対策実施 への協力	健康増進課	0833-74-3007	10
○ 周南広域校外補導連絡 協議会	教育委員会 文化・ 社会教育課	0833-74-3604	11
<b>II 就労・住居の確保</b>			
<b>1 就労の確保</b>			
○ 生活困窮者自立支援 事業	光市生活自立相談支 援センター（光市社 会福祉協議会内）	0833-74-3020	13
	福祉総務課	0833-74-3004	
○ 就労支援プログラム	福祉総務課	0833-74-3004	13
○ 若者への就労支援	商工観光課	0833-72-1519	13
○ 障害のある人の就労 支援	福祉総務課	0833-74-3001	14

○ 高齢者福祉対策事業	高齢者支援課	0833-74-3003	14
○ 高齢者への就労支援	商工観光課	0833-72-1519	14
○ 協力雇用主に関する 問い合わせ	山口保護観察所	083-922-1337	15
2 住居の確保			
○ 生活困窮者自立支援 制度に係る住宅確保 給付金の支給	福祉総務課	0833-74-3004	17
○ 市営住宅の入居相談	建築住宅課	0833-72-1549	17
○ 共同生活援助（グルー プホーム）の利用支援	福祉総務課	0833-74-3001	17
III 保健医療・福祉的支援			
1 高齢者又は障害のある人等への支援			
○ 総合相談事業	高齢者支援課	0833-74-3002	19
○ 民生委員・児童委員に よる相談・支援	福祉総務課	0833-74-3000	19
○ 障害福祉サービスの 利用	福祉総務課	0833-74-3001	19
○ 障害に関する相談窓口	福祉総務課	0833-74-3001	19
○ 成年後見制度利用支援	高齢者支援課	0833-74-3003	20
	福祉総務課	0833-74-3001	
○ 健康相談	健康増進課	0833-74-3007	20
○ 心の健康相談			
○ 癒しのカウンセリング			

2 薬物依存症者等への支援			
○ 自立支援医療（精神通院）の利用	福祉総務課	0833-74-3001	22
○ 「薬物乱用ダメ。ゼッタイ。教室」の実施	教育委員会 学校教育課	0833-74-3602	22
○ 薬物乱用相談	周南健康福祉センター	0834-33-6424	22
	山口県精神保健福祉センター（心の健康電話相談）	083-901-1556	
	健康増進課	0833-74-3007	
IV 非行の防止と修学支援			
○ 光っ子教育サポート事業	教育委員会 学校教育課	0833-74-3602	23
○ 光市コミュニティ・スクール推進事業	教育委員会 学校教育課	0833-74-3602	23
○ 青少年健全育成事業	教育委員会 文化・社会教育課	0833-74-3604	23
○ 教育相談事業			
○ 青少年補導委員の研修会及び補導活動のための情報交換会			
○ 青少年ボランティア育成事業	教育委員会 文化・社会教育課	0833-74-3604	24
○ 就学援助事業	教育委員会 教育総務課	0833-74-3601	24
	福祉総務課	0833-74-3000	
○ 専門家派遣による支援	教育委員会 学校教育課	0833-74-3602	24
○ 光市青少年補導委員連絡協議会	教育委員会 文化・社会教育課	0833-74-3604	24
○ 光市校外補導連盟	教育委員会 文化・社会教育課	0833-74-3604	25

	○ 出前講座	健康増進課	0833-74-3007	25
V 関係機関・団体等との連携強化				
	○ 関係機関、団体、地域との連携	人権推進課	0833-72-1459	27
	○ 地域自立支援協議会	福祉総務課	0833-74-3001	27
	○ 光市校外補導連盟（再掲）	教育委員会 文化・社会教育課	0833-74-3604	28
	○ 周南広域校外補導連絡協議会（再掲）	教育委員会 文化・社会教育課	0833-74-3604	28
	○ 山口県青少年補導センター連絡協議会	教育委員会 文化・社会教育課	0833-74-3604	28

## 用語解説

き	起訴	検察官が裁判所に対し、特定の刑事事件について審判を求める意思表示を内容とする訴訟行為
	起訴猶予	犯罪の嫌疑が認められる場合でも、犯人の性格、年齢及び境遇、犯罪の軽重及び情状並びに犯罪後の状況等により追訴を必要としないもの
	矯正施設	犯罪をした人や非行のある少年を収容し、改善更生のための処遇等を行う施設 法務省所管の刑務所、少年刑務所、拘置所、少年院、少年鑑別所及び婦人補導院をいう。
	協力雇用主	犯罪や非行をした人の雇用に協力する事業主 全国に約23,000社（平成31年4月1日現在）、光・下松保護区（光市・下松市）では、14社（令和2年4月1日現在）
け	刑法犯	刑法、暴力行為等処罰法、組織犯罪処罰法等に規定される犯罪
	刑務所	自由刑（犯罪者の自由を束縛する刑罰で、懲役、禁錮、拘留）に処せられた者を収容する施設
	検挙	検察官・警察官などの捜査機関が、犯罪の行為者を割り出し、被疑者とする事
	検察官	刑事事件について、捜査及び起訴・不起訴の処分を行い、裁判所に法の正当な適用を請求し、裁判の執行を監督するなどの権限を持つ検事と副検事のこと
	検察庁	法務省に置かれる特別の機関で、検察官の行う事務を統括するところ
こ	更生保護	犯罪をした人や非行のある少年を社会の中で適切に処遇することにより、その再犯を防ぎ、非行をなくし、これらの人たちが自立し改善更生することを支援する活動
	更生保護女性会	地域の犯罪予防や青少年の健全育成、犯罪者・非行少年の改善更生に協力する女性のボランティア団体 （光市更生保護女性会、光市大和地区更生保護女性会）
さ	再犯者	刑法犯により検挙された者のうち、前に道路交通法違反を除く犯罪により検挙されたことがあり、再び検挙された者をいう。
し	執行猶予	有罪の判決において、情状により一定の期間だけの刑の執行を猶予し、その間を再犯することなく過ごした場合は、その刑の執行を免除し、有罪判決そのものが消滅するもの

し	児童相談所	児童福祉法に基づき、各都道府県に設けられた児童福祉の専門機関。子どもに関する家庭その他からの相談のうち、専門的な知識及び技術を要するものに応ずる。
	児童委員	児童委員は民生委員が兼ねており、地域の子どもたちが元気に安心して暮らせるように、子どもたちを見守り、子育ての不安や妊娠中の心配ごとなどの相談・支援等を行う。また、一部の児童委員は児童に関することを専門的に担当する「主任児童委員」の指名を受けている。
	社会を明るくする運動	すべての国民が、犯罪や非行の防止と犯罪をした人等の更生について理解を深め、それぞれの立場において力を合わせ、犯罪のない地域社会を築こうとする全国的な運動
	住居確保給付金	生活困窮者自立支援制度における取組の一つで、離職等の理由により収入が減となり、住居を喪失するおそれがある人に対する給付金
せ	生活困窮者自立支援制度	就労や心身の状況、地域社会との関係等の事情により、経済的に困窮し、最低限度の生活が維持できなくなるおそれのある者に対し、生活困窮者自立支援法に基づき、自立に向けた包括的な支援を行う制度
	成年後見制度	判断能力が不十分なため契約等の法律行為を行えない人を後見人等が代理し、必要な契約等を締結したり財産を管理したりして本人の保護を図る制度
ち	地域協育ネット	概ね中学校区を一つの単位として、学校関係者や保護者、地域の社会教育団体、専門機関等とのネットワークを形成し、地域ぐるみで子どもたちの育ちや学びを支援する仕組み
	地域共生社会	地域住民等が互いに見守り支え合い、年齢や性別、障害の有無等に関わりなく、誰もが安心していきいきと暮らしていける地域社会
に	認知件数	犯罪について、被害の届出、告訴、告発その他の端緒により、警察等が発生を認知した事件の数
ひ	光・下松保護区 保護司会	光・下松保護区（光市・下松市）内の保護司で組織され、保護司の職務に関する連絡・調整、研究などを行う。
	微罪処分	明らかに処罰を必要としない軽微な窃盗、詐欺事件等のため、司法警察員が事件を検察官に送致せず、警察限りで終結させること
ほ	保護観察	犯罪をした人又は非行のある少年に対し、社会の中で更生するよう、法律や裁判等で定められた期間、保護観察官及び保護司による指導・支援を行うもの

	保護観察官	犯罪をした人や非行のある少年に対し、通常の社会生活を送らせながら、円滑な社会復帰のために指導・監督を行う社会内処遇の専門家
	保護観察所	犯罪をした人又は非行のある少年に対し、社会の中で更生するよう、法律や裁判等で定められた期間、保護観察官及び保護司による指導・支援を行うことを目的とする法務省管轄の機関
	保護司	保護観察処分中の犯罪や非行をした人と定期的に面接を行い、更生を図るための約束事を守るよう指導するとともに、生活上の助言や就労の手助け等を行う。その他、生活環境の調査や犯罪予防活動なども行うボランティアであり、法務大臣から委嘱された非常勤の国家公務員
み	民生委員	厚生労働大臣から委嘱され、それぞれの地域において、常に住民の立場に立って相談に応じ、必要な援助を行い、社会福祉の増進に努める方々であり、児童委員を兼ねている。
や	薬物依存症	大麻や麻薬、シンナーなどの薬物の使用を繰り返し、やめようと思ってもやめられない状態
	山口県薬物乱用対策推進本部	県を中心に、覚醒剤、大麻及び危険ドラッグ等の違法薬物の乱用の根絶を期し、健全な社会を構築することを目的に、関係機関・団体が連携を密にし、総合的かつ効果的な乱用防止対策について協議する組織

# 再犯の防止等の推進に関する法律 概要

## 1. 目的（第1条）

国民の理解と協力を得つつ、犯罪をした者等の円滑な社会復帰を促進すること等による再犯の防止等が犯罪対策において重要であることに鑑み、再犯の防止等に関する施策に関し、基本理念を定め、国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、再犯の防止等に関する施策の基本となる事項を定めることにより、再犯の防止等に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって国民が犯罪による被害を受けることを防止し、安全で安心して暮らせる社会の実現に寄与することを目的とする

## 2. 定義（第2条）

- 1 犯罪をした者等 犯罪をした者又は非行少年（非行のある少年をいう。）若しくは非行少年であった者
- 2 再犯の防止等 犯罪をした者等が犯罪をすることを防ぐこと（非行少年の非行をなくすこと及び非行少年であった者が再び非行少年となることを防ぐことを含む。）

## 3. 基本理念（第3条）

- 1 犯罪をした者等の多くが、定職・住居を確保できない等のため、社会復帰が困難なことを踏まえ、犯罪をした者等が、社会において孤立することなく、国民の理解と協力を得て再び社会を構成する一員となることを支援する
- 2 犯罪をした者等が、その特性に応じ、矯正施設に收容されている間のみならず、社会復帰後も途切れることなく、必要な指導及び支援を受けられるようにする
- 3 犯罪をした者等が、犯罪の責任等を自覚すること及び被害者等の心情を理解すること並びに自ら社会復帰のために努力することが、再犯の防止等に重要である
- 4 調査研究の成果等を踏まえ、効果的に施策を講ずる

## 4. 国等の責務（第4条）

- 1 国は、再犯の防止等に関する施策を総合的に策定・実施する責務
- 2 地方公共団体は、再犯の防止等に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、その地域の状況に応じた施策を策定・実施する責務

## 5. 連携、情報の提供等（第5条）

- 1 国及び地方公共団体の相互の連携
- 2 国及び地方公共団体と民間団体その他の関係者との緊密な連携協力の確保
- 3 国及び地方公共団体から民間団体その他の関係者への情報提供
- 4 民間の団体その他の関係者は、犯罪をした者等の個人情報を適切に取り扱う義務

## 6. 再犯防止啓発月間（第6条）

国民の関心と理解を深めるため、再犯防止啓発月間（7月）を設ける

## 7. 再犯防止推進計画（第7条）

- 1 政府は、再犯の防止等に関する施策の推進に関する計画（再犯防止推進計画）を策定（閣議決定）
- 2 再犯防止推進計画において定める事項
  - （1）再犯の防止等に関する施策の推進に関する基本的な事項
  - （2）再犯の防止等に向けた教育・職業訓練の充実に関する事項
  - （3）犯罪をした者等の社会における職業・住居の確保、保健医療・福祉サービスの利用に係る支援に関する事項
  - （4）矯正施設における収容・処遇、保護観察に関する体制の整備等に関する事項
  - （5）その他再犯の防止等に関する施策の推進に関する重要事項
- 3 法務大臣は、関係大臣と協議して、再犯防止推進計画の案を作成し、閣議請議
- 4 少なくとも5年ごとに、再犯防止推進計画に検討を加え、必要に応じ変更

## 8. 地方再犯防止推進計画（第8条）

都道府県及び市町村は、再犯防止推進計画を勘案して、地方再犯防止推進計画を定める努力義務

## 9. 法制上の措置等（第9条）

政府は、必要な法制上、財政上又は税制上の措置その他の措置を講ずる

## 10. 年次報告（第10条）

政府は、毎年、政府が講じた施策について、国会に報告

## 1 1. 基本的施策

### 【国の施策】

#### 再犯防止に向けた教育・職業訓練の充実等

- 1 特性に応じた指導及び支援等 (第11条)
- 2 就労の支援 (第12条)
- 3 非行少年等に対する支援 (第13条)

#### 再犯防止推進の人的・物的基盤の整備

- 8 関係機関における体制の整備等 (第18条)
- 9 再犯防止関係施設の整備 (第19条)

#### 社会における職業・住居の確保等

- 4 就業の機会の確保等 (第14条)
- 5 住居の確保等 (第15条)
- 6 更生保護施設に対する援助 (第16条)
- 7 保健医療サービス及び福祉サービスの提供 (第17条)

#### 再犯防止施策推進に関する重要事項

- 10 情報の共有、検証、調査研究の推進等 (第20条)
- 11 社会内における適切な指導及び支援 (第21条)
- 12 国民の理解の増進及び表彰 (第22条)
- 13 民間の団体等に対する援助 (第23条)

### 【地方公共団体の施策】(第24条)

国との適切な役割分担を踏まえて、その地方公共団体の地域の状況に応じ、上記の施策を講ずる努力

## 1 2. 施行期日等 (附則)

- 1 公布の日から施行
- 2 国は、この法律の施行後5年を目途として、この法律の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする

## 光市再犯防止推進計画策定委員会設置要綱

令和2年7月1日

告示第136号

(設置)

第1条 再犯の防止等の推進に関する法律（平成28年法律第104号）の規定に基づき、光市再犯防止推進計画（以下「計画」という。）を策定するため、光市再犯防止推進計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所管事項)

第2条 委員会の所管事項は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 計画の策定に関し、意見を述べること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、必要と認める事項について協議すること。

(組織)

第3条 委員会は、委員18人以内をもって組織する。

2 委員会の委員は、光市及び光市教育委員会の職員のほか次に掲げる関係団体等からの推薦を受けた者又は市長が適当と認める者のうちから、市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 国・県関係機関
- (2) 司法関係団体
- (3) 社会福祉・地域協力団体
- (4) 民間協力団体
- (5) 学校関係者

(任期)

第4条 委員の任期は、市長が委嘱し、又は任命した日から令和3年3月31日までとする。ただし、任期途中で委員の変更が生じた場合における後任の者の任期は、その残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 委員会に、会長及び副会長を各1人置き、委員の互選によりこれらを

決定する。

- 2 会長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集する。

- 2 会議の議長は、会長をもって充てる。
- 3 議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 会長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者を出席させ、意見又は説明を求めることができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、市民部人権推進課において処理する。

(その他)

第8条 この告示に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、会長が会議に諮り、別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、令和2年7月1日から施行する。

(会議の招集の特例)

- 2 この告示の施行の日以後、最初の会議は、第6条第1項の規定にかかわらず、市長が招集する。

(この告示の失効)

- 3 この告示は、令和3年3月31日限り、その効力を失う。

## 光市再犯防止推進計画策定委員会 委員名簿

(任期：令和2年9月18日～令和3年3月31日)

関係機関・団体名	職名・氏名
国・県関係機関	
山口地方検察庁	検事 柴田 啓太
山口刑務所	統括矯正処遇官（分類担当） 西村 政博
山口保護観察所	企画調整課長 松林 初恵
下松公共職業安定所	所長 三原 和光
光警察署	生活安全課長 赤川 孝之
司法関係団体	
山口県弁護士会	弁護士 前田 浩志
社会福祉・地域協力団体	
光市社会福祉協議会	会長 梅本 貞則
光市民生委員児童委員協議会	会長 竹本 新助
光市コミュニティ連絡協議会	塩田コミュニティ協議会会長 神田 英俊
民間協力団体	
光・下松保護区保護司会	会長 小川 善昭
光市更生保護女性会	会長 梅本 倭久代
光市大和更生保護女性会	会長 上田 初恵
学校関係	
光市小学校長会	光市立塩田小学校校長 鎌田 哲治
光市中学校長会	光市立大和中学校校長 佐々木 幸治
光市高等学校	山口県立光高等学校校長 村田 修一
市・教育委員会	
福祉保健部福祉総務課	福祉総務課長 山根 猛寿
教育委員会学校教育課	学校教育課長 河本 政之



## 光市再犯防止推進計画

発行日 令和3年3月

発行 山口県光市

編集 光市市民部人権推進課 人権推進係

〒743-8501 山口県光市中央六丁目1番1号

TEL 0833-72-1459

FAX 0833-72-3919

Eメール [jinkensuishin@city.hikari.lg.jp](mailto:jinkensuishin@city.hikari.lg.jp)